

浜松市施設入所者等就職支度金給付事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、施設等による訓練を終了した者等又は学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する特別支援教育の課程を修了した者が、就職等の理由により地域の中で自立生活を始める場合に、就職支度金を給付し、社会での自立の促進を図ることを目的とする。

(実施主体)

第2条 浜松市施設入所者等就職支度金給付事業（以下「事業」という。）の実施主体は浜松市とする。

(事業の対象者)

第3条 事業の対象者（以下「対象者」という。）は、以下に掲げる者のうち、就職等が決定した者をいう。

- (1) 就労移行支援事業、若しくは就労継続支援事業により訓練を利用した者
- (2) 浜松市地域活動支援センター 型施設に通所し訓練を受けた者
- (3) 浜松市に住所を有し、学校教育法第72条による特別支援教育の課程を修了した者

（見込者を含む）

(事業内容)

第4条 対象者に対して1回に限り、就職支度金を給付する。

(給付額)

第5条 就職支度金は28,000円とする。なお、生活保護受給者が給付された場合には、収入認定されるものである。

(給付手続き)

第6条 浜松市は、対象者の申請に基づき就職支度金を給付する。ただし、対象者は、申請手続きを施設等の長に委任状をもって委任することができる。

2 対象者は、就職支度金給付申請書（第1号様式）に就職先の採用証明書等を付して申請するものとする。

3 申請書を受理した浜松市は、申請書の内容を確認し、適当と認めた場合には、1か月以内に給付をおこなうものとする。

(給付申請期限)

第7条 対象者の給付申請期限は、施設等を退所した日又は特別支援学校を卒業した日の翌日から1年以内とする。ただし、対象者が第3条の見込者である場合には、退所又は卒業前にあらかじめ申請をすることができる。

(施設等の責務)

第8条 対象者から第6条の給付申請手続きを委任された施設等は、対象者の人権を尊重してかつすみやかにその業務をおこなうとともに、対象者の身上及び家庭に関して知りえた秘密を守らなければならない。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成18年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

1 この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

2 改正後の第5条の規定は、この要綱の施行の日以後に施設等による訓練を終了した者又は学校教育法に規定する特別支援教育の課程を修了した者について適用し、同日前に就職等の内定を受けた者については、なお従前の例による。

附 則

1 この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

2 この要綱の施行日前に、この要綱による改正前の浜松市施設入所者等就職支度金給付事業実施要綱(以下「旧要綱」という。)第3条に規定する者に該当することとなったことが認められる者は、平成27年3月31日までの間、旧要綱の規定は、なおその効力を有する。

第1号様式(第6条関係)

浜松市就職支度金給付申請書

平成 年 月 日

(あて先)
浜松市長

住 所

氏 名

就職支度金の給付を受けたいので、下記のとおり申請します。

対 象 者 氏 名		生年月日 年 月 日(歳)	
手 帳 名	身体障害者手帳	療 育 手 帳	精神保健福祉手帳
番 号	県 市第 号	第 号	第 号
障 害 名 等	障害名： 障害等級： 級	A B	1 級 2 級 3 級
交 付 年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日
今 回 申 請 内 容	利用施設名		
	当 該 施 設 利 用 期 間	平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで(予定)	当 該 施 設 で の 訓 練 期 間 年 ヶ月
	自 立 の 概 要	就 労 開 始 日 年 月 日 から (内 定 開 始 済)	
備 考	就 職 先 名		